

第4章

自殺対策の目標と取組

【防府市自殺対策計画（第2次）】

第4章 自殺対策の目標と取組【防府市自殺対策計画（第2次）】

1 これまでの自殺対策の取組状況と課題

令和2年（2020年）3月に策定した「防府市自殺対策計画」に基づき、自殺対策を推進してきました。計画の期間を令和2年度（2020年度）から令和8年度（2026年度）までとしていましたが、防府市自殺対策計画（第2次）は、健康増進計画と一体的に策定することとしたため、令和6年（2024年）の現状値により評価します。

（1）指標の評価

策定時の目標値は自殺死亡率（人口10万対）14.0（平成27年（2015年）から35%以上減を目標値とした）でしたが、令和6年（2024年）は14.9（平成27年（2015年）から31%減）で達成できませんでした。

評価指標	計画策定時 令和2年	現状値 令和6年
自殺死亡率 （人口10万対）	21.6 （H27の自殺死亡率）	14.9

（2）これまでの取組状況

自殺対策を推進するために、庁内関係課が「生きる支援」であることを認識し、取組を行いました。

基本施策（1） 市民への周知と普及啓発

- ・ 広報誌、ホームページを活用した普及啓発
- ・ 働く世代への啓発（商工会議所等と連携した情報発信）
- ・ 自殺予防に関する周知媒体を作成、配布
- ・ 講演会の開催
- ・ 普及啓発事業（相談窓口）

自殺予防週間（9月10日から9月16日）、自殺対策強化月間（3月）に啓発

基本施策（2） 人材の養成

- ・ ゲートキーパー養成講座・・・①市民、②市職員、③高齢期や働く世代、こども世代に関わる関係機関や相談員等、④市役所受付の会計年度職員⑤養育支援訪問事業の子ども家庭支援員⑥母子・父子自立支援員⑦ファミリーサポートセンター職員に対して実施

基本施策（３） こころの健康づくり

- ・ 医師等講演会の実施
- ・ 母子保健推進員の活動、母子健康手帳交付時の面接
- ・ 乳幼児相談、両親学級、乳幼児健康診査

基本施策（４） 自殺のリスクを低下させる支援

- ・ 電話・来所・家庭訪問による相談
- ・ 産婦健康診査、産後ケア事業、子育て講座

基本施策（５） 遺された人への支援

- ・ 相談対応

基本施策（６） 支援者のメンタルヘルス

基本施策（７） 自殺を予防するための体制整備

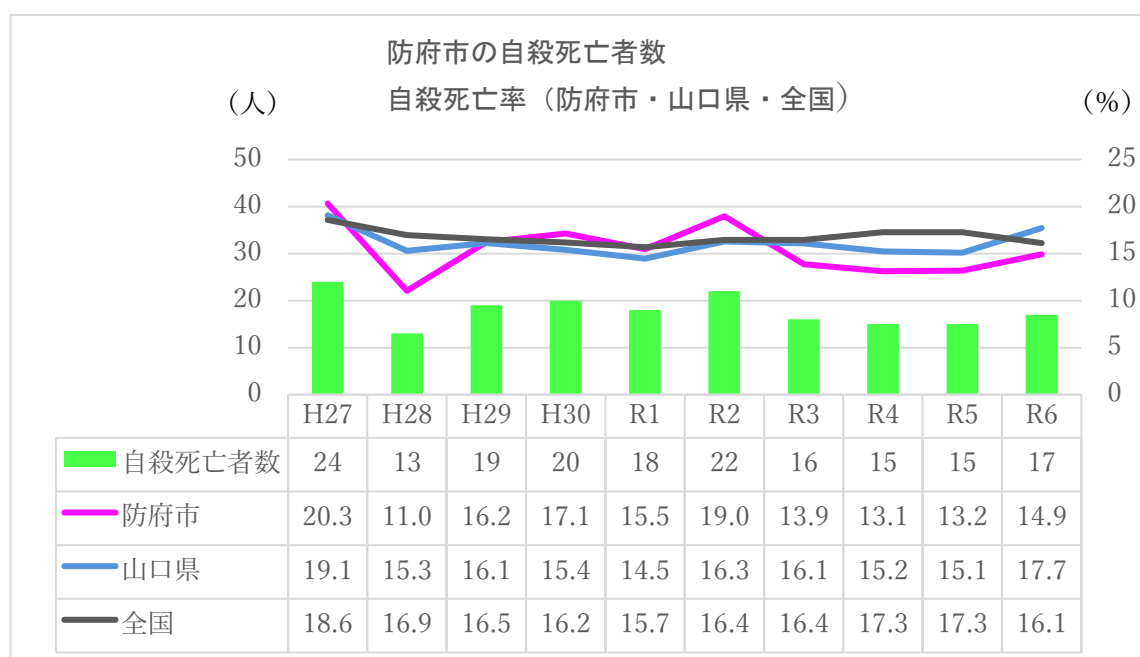
- ・ 第二次健康増進計画の推進
- ・ 自殺対策庁内連絡会議

（３）防府市の自殺の状況

●防府市の自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成２７年（２０１５年）から令和６年（２０２４年）までの１０年間で合計１７９人（男性１２４人、女性５５人）となっています。

また、本市の自殺死亡率（人口１０万対）について、令和３年（２０２１年）以降は国、県よりも下回っています。

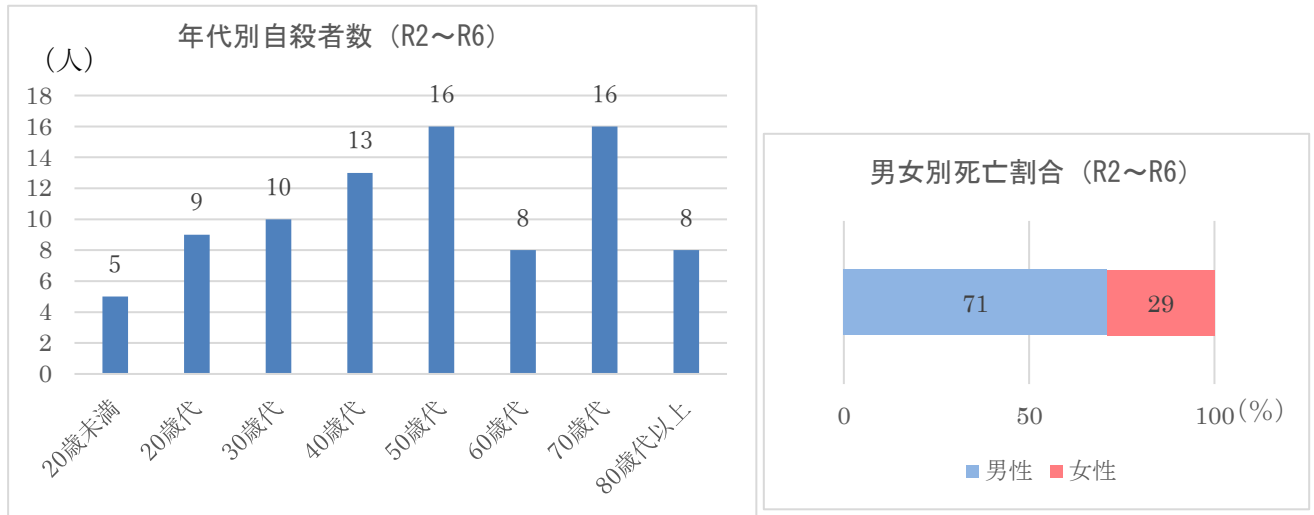


資料：地域における自殺の基礎資料

●年代別自殺死亡者数、男女別死亡割合

(令和2年(2020年)～令和6年(2024年))

年代別で見ると50歳代、70歳代の死亡者が多く、男女別でみると男性の割合が7割以上を占めています。

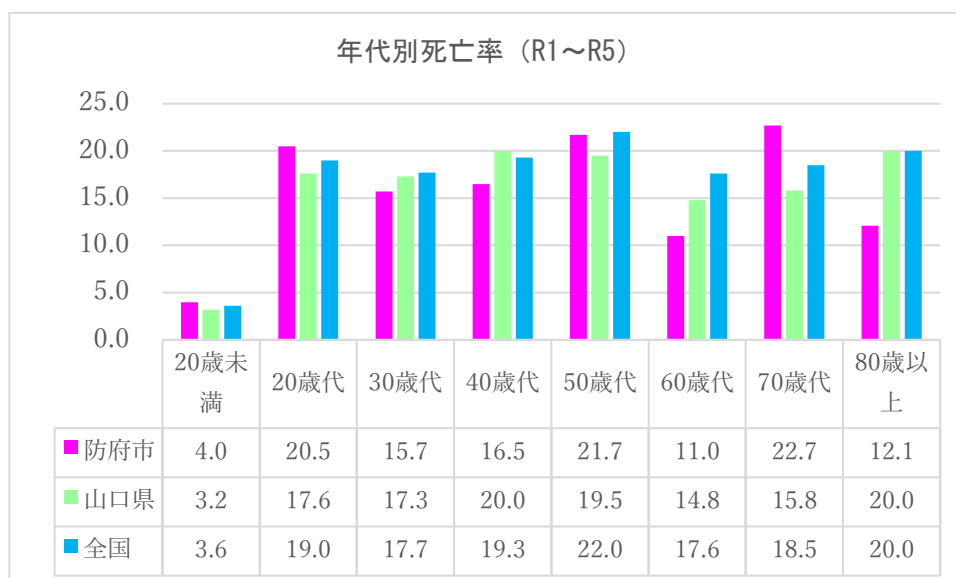


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

●年代別自殺死亡率 (人口10万対)

(令和元年(2019年)～令和5年(2023年))

全国、山口県と本市の年代別死亡率を比較すると、20歳未満、20歳代、70歳代が高いです。



資料：いのち支える自殺対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2024
「地域の自殺の特性の評価」

(4) 防府市の自殺の特徴

本市の令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の自殺者は86人であり、男性60歳以上で無職で同居者がいる人が12.8%で最も多くなっています。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。自殺総合対策推進センターが作成した本市の自殺実態プロファイルでは、次の表のような特徴があります。地域での優先的な取り組みとして「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」への対策があげられます。

防府市の主な自殺の特徴（2019年～2023年合計）

自殺者の特性上位5区分 ※1	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 ※2 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1位:男性 60歳以上無職同居	11	12.8%	25.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳無職同居	10	11.6%	248.7	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳有職同居	10	11.6%	26.1	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位:男性 60歳以上無職独居	9	10.5%	104.4	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:女性 40～59歳有職同居	5	5.8%	12.7	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺

※1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

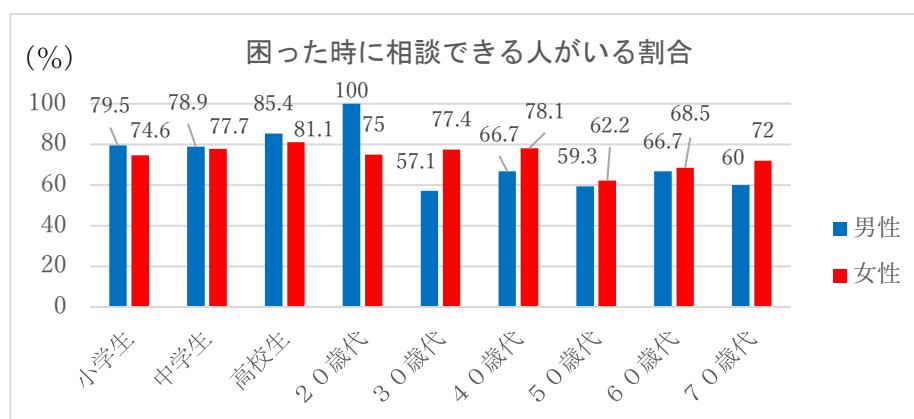
2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に自殺総合対策推進センターにて推計したもの。

3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意する。

資料：防府市地域自殺実態プロファイル2024（自殺総合対策推進センター）

(5) 関連するアンケート調査結果

困った時に相談できる人がいる割合は、小・中学生は7～8割、高校生では8割強でした。全世代の中で、30歳代男性が最も低いです。



資料：アンケート調査

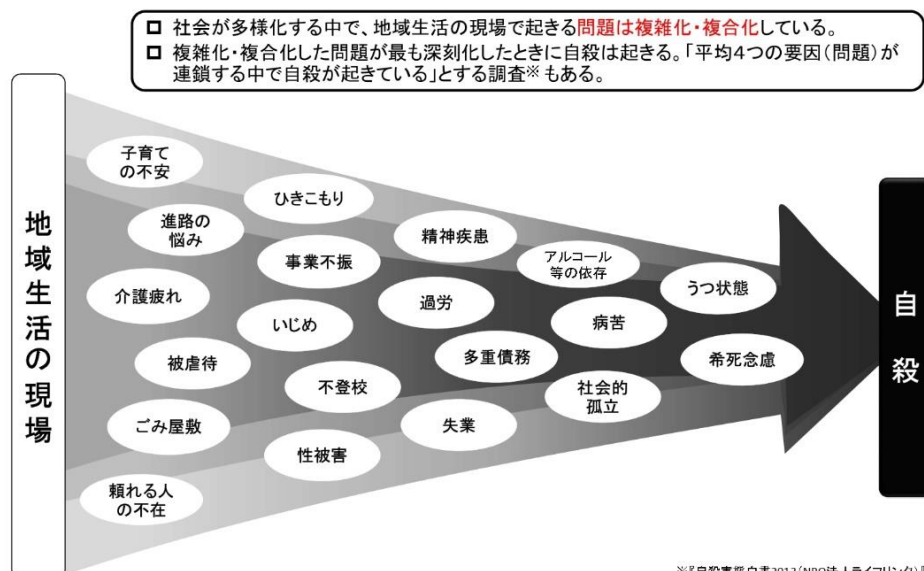
(6)防府市の課題

毎年15人以上の人が自殺に追い込まれており、50歳代、70歳代の自殺者数が多く、年齢別の自殺死亡率（人口10万対）を全国と比較すると20歳未満、20歳代、70歳代が高いです。

自殺総合対策推進センターが作成した本市の自殺実態プロファイルでは、地域での優先的な取り組みとして「高齢者」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「子ども・若者」、「勤務・経営」への対策が挙げられており、全ての世代への取組が必要です。

自殺の危機要因イメージ（厚生労働省資料）

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立等の社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。



2 自殺対策の基本的な考え方

国の自殺総合対策大綱（令和４年（２０２２年）１０月閣議決定）における基本理念や基本認識、基本方針を踏まえ、これまでの取り組みの成果や地域自殺実態プロフィールも活用しながら、引き続き本市の状況に応じた対策をさらに効果的に促進します。

国の自殺総合対策大綱における基本理念・基本認識・基本方針

令和４年（２０２２年）１０月閣議決定

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取り組みをＰＤＣＡサイクルを通じて推進する

基本方針

- ① 生きることの包括的な支援として推進する
- ② 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ③ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- ④ 実践と啓発を両輪として推進する
- ⑤ 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- ⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

3 計画の目標

目標：誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して

自殺総合対策大綱に示される基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」に準じ、市の目標を令和2年（2020年）3月策定の計画と同様「誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して」とし、その実現に向けて自殺対策の推進を図ります。

【計画の数値目標】

国及び県は、令和8年（2026年）までに平成27年（2015年）の自殺死亡률을30%以上減少させ、国は13.0以下、県は14.0以下となることを目標としています。

本市でも、自殺死亡률을10年間で30%以上減少させることを目指し、令和17年（2035年）に、10.4以下とすることを目標とします。

指標

指標	現状値 (令和6年)	目標値 (令和17年)
自殺死亡率（人口10万対）	14.9	10.4以下

30%以上減少させることを目標とする

（参考）国・県の目標値

国	先進諸国の水準まで減少させることを目指し、30%以上減少させる 【平成27年】 18.5 ⇒ 【令和8年】 13.0以下
山口県	国同様、30%以上減少させる 【平成27年】 20.0 ⇒ 【令和8年】 14.0以下

先進国における自殺死亡率【2020年（令和2年）】

日本	韓国	イギリス	ドイツ	アメリカ	カナダ
16.4	25.7	7.7	11.1	13.9	10.1

4 自殺対策の取組

(1) 施策体系

自殺総合対策大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基礎的な取組である「4つの基本施策」と、本市の自殺の現状を踏まえ、重点的な取組が必要と考えられる世代や自殺の要因・背景に応じた取組を行う「4つの重点施策」で構成します。

また、自殺対策については、第3章の8つの健康づくりの各分野に取り組むことで、心と体を健康に保ち、それが自殺予防に繋がると考えます。健康づくりの各分野と同様に、庁内各課、地域と連携し取り組みます。

目標：誰もが自殺に追い込まれることのない防府市を目指して

基本施策

自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的取組

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援

重点施策

防府市の自殺者の特徴を踏まえた世代や自殺の要因・背景に応じた取組

- 1 こども・若者世代への自殺対策の推進
(児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)
- 2 働く世代への自殺対策の推進
(職域と連携した職場におけるメンタルヘルス対策等)
- 3 高齢者への自殺対策の推進
(高齢者、家族に対する支援、見守り体制の強化等)
- 4 生活困窮者への自殺対策の推進
(関係機関と連携した支援)

健康づくり8つの取組 (P.38) ➡ 心と体の健康

(2) 4つの基本施策

基本施策① 地域におけるネットワークの強化

地域におけるネットワークを強化することは、自殺対策を推進する上での基盤となります。自殺対策における関係部局、地域の関係機関・団体等とのネットワークだけではなく、他の事業において展開されているネットワーク等との連携の強化を図ります。

●地域団体、関係機関との連携、ネットワークの構築

●庁内関係課との連携

健やかほうふ21計画推進会議を開催し、自殺対策に取り組めます。	健康増進課
健やかほうふ21計画推進庁内委員会を開催し、自殺対策に取り組めます。	健康増進課
地域全体での支え合いのネットワークを強化し、関係者間での情報共有等を図ります。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
地域で子育て支援に取り組んでいる団体がつながり、情報交換・情報発信を行い、安心して子育てができる地域づくりに取り組めます。	こども相談支援課

基本施策② 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進していくため、市職員や様々な分野の専門家、関係者だけでなく、市民や地域の支援者等を対象とした研修等により、地域の自殺対策を支える人材を育成します。

●ゲートキーパーの養成

●地域団体、公的機関職員等の資質向上のための研修・教室等

市民や関係機関、職員、地域団体、専門職にゲートキーパー養成講座を開催します。また、関係団体に対してゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	健康増進課 こども相談支援課 高齢福祉課
市から依頼を受けた母子保健推進員が地域での子育てサポーターとして、研修会を定例で受け、家庭訪問や子育てサークルを行います。	こども相談支援課
母子・父子自立支援員、ファミリーサポートセンターに対して、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。	子育て推進課

基本施策③ 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰もが直面し得ることであることから、市民一人ひとりが自殺対策についての理解を深めることができるよう啓発を推進します。また、様々な困難や問題を抱える市民が、必要時にＳＯＳを出し、適切な支援につながるができるよう、相談機関等に関する情報提供の充実を図ります。

- 自殺対策強化月間などにおける取組
- 自殺対策に関する啓発（講演会やイベントでの啓発等）
- 相談窓口等の情報提供

自殺予防週間、自殺対策強化月間等に、こころの健康づくりや自殺予防について正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
こころの健康に関する正しい知識の習得と理解を深めるため、こころの健康に関する講演会を開催します。	健康増進課
やまぐち健康経営登録・認定企業等や商工会議所と連携し、職域に対し、こころの健康づくりや自殺対策について正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
様々な分野の困り事に関する相談窓口を掲載した「悩みごと相談一覧」リーフレットを作成、配布します。また、相談窓口の周知も行います。	健康増進課
様々な事業、面接場面等において、こころの健康づくりや自殺予防についての正しい知識を普及します。	健康増進課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 こども相談支援課
各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民や支援者等に、必要に応じて「悩みごと相談一覧」リーフレット等の情報提供をします。	健康増進課 窓口・相談対応のある課
「悩みごと相談一覧」リーフレットを応急手当講習会等開催時に配布し、相談窓口の普及啓発を行います。	消防本部警防課

防府市
「悩みごと相談窓口一覧」


こころの相談
ひとりで悩んでいませんか？
普段抱えている悩み、ちょっとした困り事など
ちょっと話してみませんか？
よりよいホットライン
0120-279-338
〔フリーダイヤル・無料〕
防府市相談窓口一覧 ↓ 困った時のSNS相談先 ↓
お問合せ：防府市保健センター 場所：防府市職生町12番1号
電話：0835-24-2161（平日 午前8時30分～午後5時15分）

基本施策④ 生きることの促進要因への支援

失業や家族関係の悩みなど「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、生活不安を軽減することが重要です。制度の適切な実施や、必要な支援につなげるための相談体制を整備します。

あわせて、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる包括的な支援を推進します。

- 相談体制の整備
- 困難を抱える女性への支援
- ひとり親家庭への支援
- ひきこもりの方への支援
- 遺された人への支援

電話・来所・家庭訪問等により健康やこころの相談支援を行います。相談者の悩みを受止め、解決にむけて他機関との連携を図りながら、悩みを解決するため支援を行います。	健康増進課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 こども相談支援課
生活困窮、性暴力被害、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性に対し、相談を受け必要な支援を行います。	福祉総務課
母子・父子自立支援員を配置し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うとともに、資金貸付の相談・受付を行います。相談があった場合は、他機関と連携して、関係部署を案内し、必要な支援を行います。	子育て推進課
ヤングテレホン防府を設置し、青少年及び青少年の保護者からの不安や悩みを傾聴し、電話相談、来所相談による助言を行います。	生涯学習課
「悩みごと相談一覧」リーフレットを自殺未遂者に配布し、相談窓口の普及啓発を行います。	消防本部警防課
妊娠届出時から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近な相談に応じ、必要な支援につなぎます。	こども相談支援課
妊娠前から、妊娠期、出産、乳幼児期から18歳までの子育て期を安心して過ごすため、専門職が相談に対応することにより、育児の悩みや不安の軽減を図ります。	こども相談支援課

心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において、産後ケア事業を行います。精神的に不安定な産婦へ、専門家によるカウンセリングを行います。	
各種相談を総合的に受ける窓口は潜在的な自殺リスクの高い人をキャッチするうえで重要となるため、相談内容に応じ、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。	くらし安全課
消費生活に関する相談をきっかけに、抱えているほかの課題も把握し対応することで、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。	くらし安全課
納付相談時に生活状況を聞き取り、必要であれば福祉部署や無料法律相談などを案内します。	収納課
ひきこもりに悩んでいる本人、ご家族等からの相談に対応します。また、ひきこもりサポーター派遣事業や居場所等の提供により、自律にむけた支援を行います。	障害福祉課
自殺遺族者の市民から相談があった場合には、話を聞き、必要な支援につなげます。	健康増進課 高齢福祉課 障害福祉課 福祉総務課

(3) 4つの重点施策

重点施策① こども・若者世代への自殺対策の推進

本市では、20歳未満、20歳代の自殺死亡率が全国と比較し高いです。

こども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康を保つための教育を推進するとともに、こども・若者の「生きることへの促進要因」を増やす取組を推進します。また、SNS等による相談先等の情報提供を広く行っていく必要があります。

- 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- 命の大切さを伝える授業
- こども・若者が抱えやすい課題への支援（進路への悩み、虐待、人間関係等）
- こども・若者が利用できる相談先等の情報提供
- こども・若者の居場所づくり
- こども・若者の見守り活動の推進
- ひきこもりの方への支援

こどものSOSの出し方に関する教育を実施します。	学校教育課
教職員は、こどもがSOSを出しやすい環境を整えます。また、こどものSOSを察知し、受け止め、適切な支援につなげられるよう、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課
こころの健康の大切さ等を学ぶ機会を提供します。	学校教育課
「いのちを大切にすること」を伝えるため、希望がある小学校高学年に対して「いのちの学習授業」を実施します。	こども相談支援課 学校教育課
市内小中学校において、犯罪等の被害者による講演と展示を実施します。また、いじめなどによる自殺被害者遺族による講演を実施し、家族を失った人の言葉により、いのちの大切さを児童生徒に伝えます。	福祉総務課
子育てやいじめ、不登校等に関する悩みについての相談を不登校児童・生徒専任指導員や生活安心相談員が受けます。	学校教育課
いじめ、不登校等問題を抱えた児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーがその家庭、学校、関係機関等に働きかけ、調整を行って、問題の早期解決を図ります。	
18歳までのこどもの生活、家族関係等の相談に対応します。	こども相談支援課

こども食堂や、学習支援、体験の提供等、市内において「こども・若者の居場所づくり」を行う団体を支援します。	こども相談支援課
ヤングテレホン防府を設置し、青少年及び青少年の保護者からの不安や悩みを傾聴し、電話相談、来所相談による助言を行います。【再掲】	生涯学習課
ひきこもりに悩んでいる本人、ご家族等からの相談に対応します。また、ひきこもりサポーター派遣事業や居場所等の提供により、自律にむけた支援を行います。【再掲】	障害福祉課

○あなたはひとりじゃない（18歳以下のみなさんへ）
（内閣府）

人に言えない悩みごとを一人で抱えて苦しんでいませんか。
もやもやを抜け出すための相談窓口をチャットボットで紹介。



○こころもメンテしよう（若者を支えるメンタルヘルスサイト）
（厚生労働省）

こころとの上手な付き合い方・こころの病気のサインをわかりやすく紹介。
ご家族・教職員のみなさん向けのサイトもあります。



重点施策② 働く世代への自殺対策の推進

本市は50歳代の自殺者が多いです。また、50歳代男女とも困った時に相談できる人がいると答えた人が6割程度、心の悩みについて相談できる窓口を知っている人の割合が4割程度でした。

失業、家族間の不和、職場の人間関係等が自殺の危機経路と考えられ、職域と連携を図り支援を行うことが必要です。また、家族や知人を含めた「見守りや声かけ」ができる支援者を増やす取り組みが必要です。

●職域と連携した職場におけるメンタルヘルス対策の推進・啓発

●勤務問題等に関する相談支援

ワークライフバランスを実現できる働きやすい職場づくりを促進します。【再掲】	商工振興課
市内中小企業者・小規模企業者に対する融資の円滑化を図るため、設備及び運転資金の供給等を行います。	
やまぐち健康経営登録・認定企業や商工会議所、産業保健総合支援センター等と連携し、職域に対し、こころの健康づくりや自殺対策について正しい知識の普及啓発を行います。【再掲】	健康増進課
電話・来所・家庭訪問等により健康やこころの相談支援を行います。相談者の悩みを受止め、解決にむけて他機関との連携を図りながら、悩みを解決するため支援を行います。【再掲】	健康増進課 福祉総務課 障害福祉課 こども相談支援課

「こころの耳」（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）
（厚生労働省）

悩み相談先（電話・SNS・メールによる相談）

職場のストレスセルフチェック・疲労蓄積度セルフチェック等のコンテンツ。



重点施策③ 高齢者への自殺対策の推進

本市では70歳代男性の自殺者が多いことから、高齢者の自殺を予防するための取組が重要です。同居家族の有無に関わらず、高齢者に関わる関係課や関係機関の見守り体制を強化し、介護の悩み、身体機能の低下や離別等により、うつ状態等リスクのある人を早期に発見し、必要な支援につなげることが必要です。

高齢者が、孤立することなく生きがいをも

ち充実した生活ができるよう、地域包括支援センター、ケアマネジャー、かかりつけ医等関係機関と地域全体で取り組みます。

- 生きがいをもち充実した生活ができる地域づくりの推進
- 高齢者の心身の問題に対する支援
- 高齢者の家族等への支援

地域全体での支え合いのネットワークを強化し、関係者間での情報共有等を図ります。【再掲】	福祉総務課 高齢福祉課
ケアマネジャー等の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図ります。	健康増進課 高齢福祉課
高齢者を介護する家族等の負担を軽減するため、適切なサービスが円滑かつ迅速に受けられるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課
様々な事業、面接場面等において、こころの健康づくりや自殺予防についての正しい知識を普及します。【再掲】	健康増進課 福祉総務課 高齢福祉課
電話・来所・家庭訪問等により健康やこころの相談支援を行います。相談者の悩みを受止め、解決にむけて他機関との連携を図りながら、悩みを解決するため支援を行います。【再掲】	障害福祉課 こども相談支援課

重点施策④ 生活困窮者への自殺対策の推進

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者に対し、関係機関と連携し効果的かつ効率的な支援を行います。

電話・来所・家庭訪問等により健康やこころの相談支援を行います。相談者の悩みを受止め、解決にむけて他機関との連携を図りながら、悩みを解決するため支援を行います。【再掲】	健康増進課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 こども相談支援課
生活困窮、性暴力被害、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性に対し、相談を受け必要な支援を行います。【再掲】	福祉総務課
母子・父子自立支援員を配置し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うとともに、資金貸付の相談・受付を行います。相談があった場合は、他機関と連携して、関係部署を案内し、必要な支援を行います。【再掲】	子育て推進課
住宅困窮者について、相談に応じ対応します。	建築課
納付相談時に生活状況を聞き取り、必要であれば福祉部署や無料法律相談などを案内します。【再掲】	収納課
生活困窮者に対して、ハローワークと連携し、就労支援を行います。	生活支援課 社会福祉協議会
住居確保が難しい住居喪失者等に対し、一時的な住居や食事を提供します。	
多重債務者の債務整理、生活再建に必要な法的手続きの支援を行います。	
住居を失う恐れのある者等に対し、家賃の補助を行うことや、家計改善のため低額家賃住宅へ転居する者に対し、転居費用の補助を行います。	

こころの健康に関するポータルサイト

○「まもろうよこころ」（厚生労働省）

悩みや不安を抱えて困っている時に、気軽に相談できる場所があります。
電話相談・SNS相談・支援情報検索サイト（あなたに合った相談窓口を検索）
その他の相談（法律、金融などの専門機関に相談されたい人向け）



○「こころのオンライン避難所」報道や情報に触れてつらくなったら （いのち支える自殺対策推進センター）

気持ちを落ち着ける方法 ・ 相談先を探す（電話・SNS・メール）
周囲にいつもと違う様子の人がいた場合の対応（ゲートキーパーの役割）



○「知ることからはじめよう こころの情報サイト」 （国立精神・神経医療研究センター）

こころの健康や病気支援、サービスに関する情報

